

共同利用・共同研究拠点等の機能強化の 基本的な方向性について(令和8年3月)

参考資料

目次

1. 政府関係資料における共同利用・共同研究拠点 に関する記載について.....	3
2. 共同利用・共同研究拠点の変遷について.....	11
3. 共同利用・共同研究システムについて.....	15
4. 共同利用・共同研究拠点等の成果事例や活動 状況等について.....	24
5. 審議の観点・評価項目等について.....	54
6. 学術研究組織の改革及び共同利用・共同研究 拠点に対する支援の状況について.....	69
7. 拠点のネットワーク化について.....	78

1. 政府関係資料における共同利用・共同 研究拠点に関する記載について

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会(令和7年2月21日)

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- ▶ 目指す未来像の実現のためには、「知の総和」(数×能力)を向上することが必須
- ▶ 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

- 「質」の向上** : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること
- 「規模」の適正化** : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保
- 「アクセス」確保** : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点

①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成 (**文理横断・融合教育**等)
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進 (AI活用等)
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化

②学生への支援の観点

- ア. 学生等の**多様性・流動性**の向上 (留学生、社会人、障害のある学生等)
- イ. 学生への**経済的支援**充実 (社会全体で支える学生の学び)

③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立 (ガバナンス改革等)
- ウ. **国際化**の推進 (留学モビリティ拡大等)

④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - ▶ 教学マネジメント指針の見直し ▶ 同時履修科目の絞り込み促進
 - ▶ レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - ▶ 厳格な成績評価や卒業認定の実施 ▶ 成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し等
 - ▶ 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - ▶ 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ促進
- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - ▶ **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - ▶ 経済的支援の充実 ▶ 多文化共修環境整備 ▶ **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- 教育環境の整備
 - ▶ 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - ▶ **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - ▶ 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - ▶ **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - ▶ 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - ▶ 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - ▶ 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - ▶ 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - ▶ 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - ▶ 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ）（仮称）**の構築
- 全国学生調査の活用促進



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等

2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等



我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会(令和7年2月21日)

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割 : 機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学 (学士課程)	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・ 専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・ 専門職大学院	※2(1)「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

(2) 設置者別の役割 : 役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会をけん引する人材を地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 (修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮) や 連携、再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化 (見直しも含めた 地域との継続的な対話 、私立大学の安易な公立化の回避)
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革 や 連携 を通じた 機能強化 ▶ 規模適正化の推進 (設置認可厳格化、 再編・統合、縮小、撤退の支援)

(3) 機能や特性等に着眼した政策の重視 : それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の価値 : 高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- ②高等教育への信頼 : 学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- ③必要コストの算出 : 教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④高等教育投資の在り方 : **公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担**のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築**

短期的取組 (2～3年以内まで)	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組 (5～10年程度)	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

科学の再興に向けて 提言 -「科学の再興」に関する有識者会議 報告書- 【概要】



近年の国際社会や社会・経済の情勢変化

➢ 科学とビジネスの近接化、急速な実用化・社会浸透 ➢ 国際秩序の不安定性 ➢ 研究開発投資や先端科学競争の激化 ➢ 気候変動、人口減少社会 等

「科学」の今日的意味合い

➢ 先端科学の成果が短期間で社会を変えるほどのインパクト。勝者総取りの可能性。

変動する社会を見据えた戦略性

不確実な未来に向けた多様性

・我が国の自律性・不可欠性、社会課題対応 ・すそ野の広い研究の多様性、多様な高度人材

➢ 先端科学が国の社会経済の発展や経済安全保障に直結。科学は国力の源泉。

「科学の再興」全体像

➢ 日本に、世界を惹きつける優れた研究者が存在する今こそ、**科学を再興し、科学を基盤として我が国の将来を切り拓く**

「科学」の現況

➢ ノーベル賞受賞者の継続的な輩出

➢ 一方で、

- ・研究時間の減少、研究者数の伸び悩み
- ・大学部門の研究開発費の停滞・諸外国との差の拡大
- ・Top10%補正論文数の減少と相対的低下（2000年以降：4位→13位）
- ・民間からの研究費の海外トップ大学との差の拡大

科学の振興が結実したノーベル賞等



制御性T細胞 (Treg細胞)発見 (1995~) 坂口志文氏



多孔性金属錯体 (MOF) 開発 (1992~) 北川進氏

科学の再興とは

= 新たな「知」を豊富に生み出し続ける状態の実現
我が国の基礎研究・学術研究の国際的な優位性を取り戻す

【具体的なイメージ】

- ・日本の研究者が、アカデミアはもとより各国の官民のセクターから常に認識
- ・優秀な人材が日本に集結するダイナミックな国際頭脳循環の主要なハブに

<必要要素> i. 新たな研究分野の開拓・先導 ii. 国際的な最新の研究動向の牽引 iii. 国内外や次世代が魅力的に感じる環境の発展・整備

【主な中長期的(2035年度目途)なモニタリング】 ➢ 日本への研究への注目度 (Top10%補正論文数の状況 (英独と比肩する地位へ) 等)
➢ 研究環境のグローバルスタンダード化 (研究者や職員等の給与の民間・国際比較 等)

第7期基本計画 (2026~2030年度) において迅速かつ集中的に取り組み、トレンドを変えていく事項

個人から、組織・チーム力へ、総合力へ ~研究システムの刷新・組織の機能強化による全ステークホルダーのマインドチェンジ~

我が国全体の研究活動の行動変革(国の支援の仕組み・規模の変革)

① 新たな研究領域への挑戦の抜本的な拡充

挑戦的・萌芽的研究や既存の学問体系の変革を目指す研究への機会の拡大(若手を中心とした挑戦的な研究課題数)：2倍
※6,500件程度(2024年度) 科研費、創発、戦略事業の関係研究課題数

② 日本人研究者の国際性の格段の向上

日本人の海外派遣の拡大：累計3万人(研究者)、38万人(学生：2033年目標) ※3,623人(2023・中・長期派遣研究者) ※17.5万人(2019年度・長期及び中短期留学生数を合計した値)

③ 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な育成・輩出

博士課程入学者数・博士号取得者数の拡大：2万人 ※14,659人(2020入学者実績)、15,564人(2020取得者実績)
人材に対する資本投資の拡充

④-1 AI for Scienceによる科学研究の革新

研究におけるAI利活用数の拡大(総論文数に対する全分野でのAI関連論文数の割合)：世界5位
※2024年世界5位：9.5%(米国)、日本：7.4%(世界10位)

④-2 研究環境の刷新 研究設備の共用化率：30% ※現状、20%程度

世界をリードする研究大学群等の実現に向けた変革

⑤ 研究大学群の本格始動・拡大

挑戦的な研究やイノベーションの持続的な創出に向けて、法人が自律的に経営戦略の構築・実装を進め、以下のような先進的な研究環境の確保により研究時間割合50%以上等を実現する研究大学：20大学以上 ※教員の研究時間割合：32.2% (2023年FTE調査)

- ・挑戦を促す機関内の資源配分ができる体制
- ・グローバルな教員評価基準の構築
- ・外国人研究者の受け入れ体制整備
- ・博士課程学生への経済的支援
- ・組織・機関を超えた共用システム*の構築
*設備・機器、人材、仕組み、データ等
- ・諸外国並みの研究開発マネジメント人材等の確保
- ・諸外国並みの官民からの投資の確保

経営・マネジメント強化
・人事給与マネジメント
・財務戦略
・その他機能強化

大学・国研等への投資の抜本的拡充 “文部科学省はじめとする様々な府省庁・民間から基礎研究への投資”

民間企業等

好循環

イノベーション・エコシステムの形成

研究システムの刷新・組織の機能強化（イメージ）

現状

- 意欲的な研究者が挑戦を躊躇、研究者個人の力量に多くが依存（行動が損に見える構造的問題）
- 研究者を支える研究大学群が発展途上



× 成果の見通しが不透明な新たな研究領域への挑戦は、将来のキャリアへのリスク

× 国内から海外に挑戦すると帰国後のキャリアへのリスク
専門性を高めても活躍の場が減少・処遇が不十分

× 必要な設備等を自ら資金調達・整備・オペレーション
(研究スタートの遅れ、維持管理コスト大)

× 優秀な研究者ほど大学運営業務等の負担大

× 人材・設備・資金の確保について、研究者個人の力量に依存するところが大きい（研究者の負担）
組織としての体制整備は発展途上（第6期計画から国際卓越研究大学・J-PEAKS等の先導的な取組を開始）＝「質」
かつ、そうした環境が我が国の研究者全体に比して十分に確保されていない＝「量」

研究機関の組織

官民の投資

× 海外研究者や次世代人材からの魅力低下

第7期基本計画期間中に実現する姿

- 国の研究費の変革と研究大学群の本格始動・拡大によって一体的に研究者の意欲・挑戦を後押し（挑戦する者が報われる仕組み）
- 優れた国内外の研究者の輩出・集積、それを可能にする組織



✓ 挑戦に向けた研究費の改革・抜本的拡充
挑戦を促す機関内の資源配分

✓ 海外経験や実績が適切に処遇や評価に反映
機関の国際化やトップ研究者の獲得

✓ 博士課程の給与の拡充、研究開発マネジメント人材の充実
競争的研究費の改革（ハードからソフトへ）

✓ AI for Scienceによる研究の効率性・生産性の向上
あらゆる研究分野におけるAI活用研究の実装

✓ 研究設備等への自由なアクセス（利用料の負担のみ）
専門人材による高効率運用・持続的高度化 ※人材流動性向上にも貢献

研究活動の行動変革（研究環境・研究職の魅力拡大）

✓ グローバルな人事・給与システム（モチベーション向上、優れた国内外研究者確保）
より最適化された業務分担（優秀な研究者の研究時間の確保）

✓ 専門化・組織化された研究支援部門（組織としての共用システム等による研究者負担軽減）
経営体としての大学運営部門（経営マネジメント、財務戦略による安定した基礎経費の確保）

世界をリードする研究大学群の本格始動・拡大

研究機関の組織

✓ 官民の投資拡大

✓ 海外研究者や次世代人材からの魅力増↑

イノベーション・エコシステムの形成による投資の好循環

挑戦的研究への重点化
評価手法の見直し

海外派遣等、国際性の格段の向上

人的投資の抜本的拡充

研究基盤の刷新

・AI4S
・コアファシリティ化

経営マネジメントの高度化

研究活動



研究機関



国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月4日 文部科学省）【概要】



- 法人化から20年を契機に「**国立大学法人等の機能強化に向けた検討会**」を設置。今後の機能強化の方向性について、**令和7年8月に「改革の方針」**をとりまとめ
- 「改革の方針」を踏まえ、**文部科学省において「国立大学法人等改革基本方針」を策定**。**第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けた組織業務や運営費交付金等の見直しの具体化**をはじめ、国立大学法人等の改革を推進

1. 機能強化の方向性の明確化

- 第5期中期目標・中期計画の策定に当たり、各法人は、下記の国立大学法人等の**全体としてのミッションと自らを取り巻く環境を踏まえつつ、どのようなミッションに重きを置くのか、何をすべきかという点まで掘り下げ、ミッションの実現に向けて取るべきアクションを具体化**

【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り開く**世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引**
- ② 変化する社会ニーズに応じた**高度専門人材の育成**
- ③ **地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興**

【機能強化を進めるに当たっての留意点】

- ステークホルダーとの対話等を通じた**自らの役割・ミッションの客観的な検証**
- 機能強化の方向性に沿った取組の検証が可能な**適切な指標（KPI）の設定**
- **他の国公私立大学等との連携等**を通じてミッションの実現を目指す視点からの検討

2. 経営戦略・マネジメント体制の抜本的強化

- **自らの有する経営資源の棚卸し**を行った上で、機能強化の方向性に沿って、資源の活用、経営資源の充実に向けた**経営戦略（財務戦略・人事戦略）**とそれを支える**マネジメント体制を構築**

3. 組織の見直し

- 18歳人口が減少する中、日本人学部学生の規模縮小は不可避。**学部から大学院へのシフト、附属病院・附属学校等の規模の見直し、法人や大学として一定の規模の確保等の観点からの統合・連携**

4. 教育の質の向上

- 教育のグローバル化、**博士等の高度人材育成**、リカレント教育、地域の人材育成インフラのハブとしての**大学等間の連携**、教育コストや学生の便益の可視化と学内外への発信

5. 研究力の強化

- 研究の多様性確保、**若手研究者や研究開発マネジメント人材等の育成・確保、研究ネットワークの強化**、研究インテグリティ・セキュリティの確保、研究コストや共同研究等の便益の可視化と社会・ステークホルダーへの発信

6. 文部科学省における取組

（1）機能強化の促進に向けた取組等

- 第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けた**組織業務見直しの議論のスキームにおける各法人のミッション・機能強化の方向性の明確化、再編統合・連携に関するコーディネートを実施**

（2）財政的支援方策等の検討

- **近年の物価・人件費の上昇等も踏まえた運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費の着実な確保の推進**
- **附属病院**について、大学病院が担う**教育・研究等の観点からの支援の推進**
- **地域構想推進プラットフォーム**において**中心的な役割を果たすために必要な支援の推進**

- 「**国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン**」の見直し
- **制度的あい路の点検**と規制緩和も含む適切な見直し
- 各府省の政策課題に国立大学・大学共同利用機関の力を活かしていくため、**関係府省との対話を含む有用な情報共有の在り方の検討**

- **第5期中期目標期間（R10～15年度）**に向けて運営費交付金の在り方について、「改革の方針」において例示された以下の**基本的な視点も踏まえ検討**

- 基盤的経費の配分額について**中期目標期間中に見通しを立てやすい明快な配分ルール**とすること
- **指標等を基に何らかのインセンティブを持たせる仕組み**とするとともに、その成果を測るに当たっては、**大きな改革を進める観点と、シンプルな評価の仕組みとする観点**を持つこと
- 最低限必要と考えられる**教育研究をベースとした経費**については、**社会経済状況の変化に左右されず活動できるよう、物価等の変動に対応させる観点**も含め、**安定性をより向上させた仕組み**とすること

2. 共同利用・共同研究拠点の変遷について

共同利用・共同研究拠点制度の改善・充実

共同利用・共同研究拠点制度の不断の改善により、研究資源の共同利用や研究者の交流（共同研究）を可視化、活性化し、研究成果の最大化と研究者コミュニティの活性化や大学の機能強化に貢献することが重要

共同利用・共同研究拠点制度 創設

- ・研究者コミュニティからの要望を踏まえ、大学の枠を越えて多くの研究者を受け入れる研究施設を、共同利用・共同研究拠点として認定。

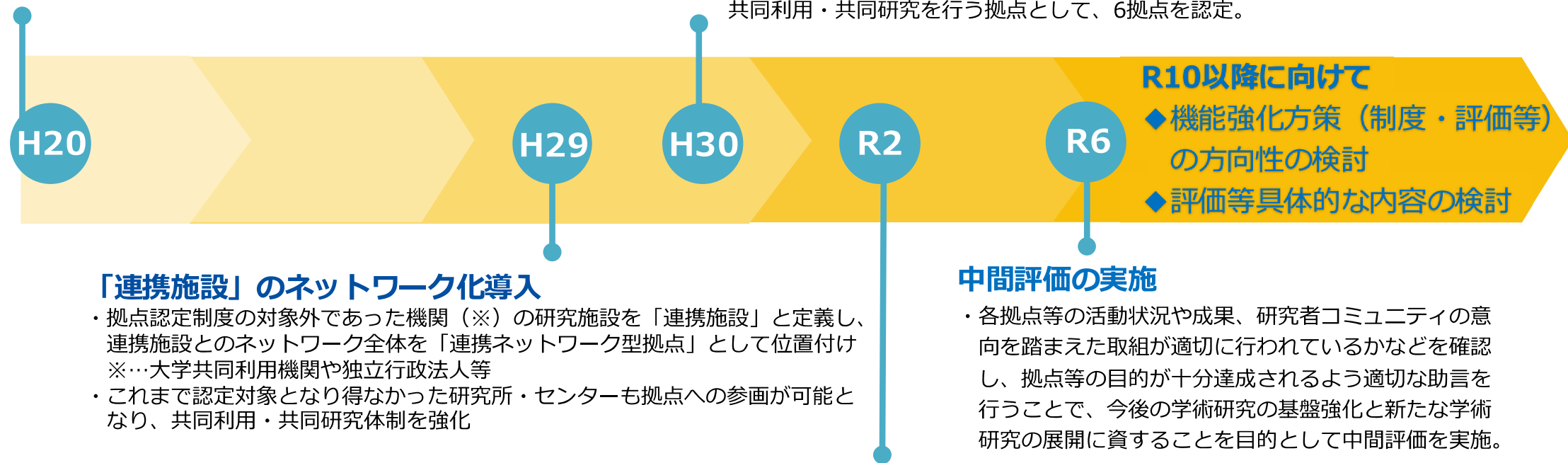
(拠点として認定された国立大学の附置研究所・センターは、従前、我が国全体の学術研究を発展させる観点から重点的に整備)

中間評価の改善

- ・評価の観点等を見直し、強み・特色を明確化・評価結果を踏まえてメリハリのある資源配分を実施
- ・認定拠点の研究水準向上のための自己改革やネットワーク化を促進

国際共同利用・共同研究拠点の認定開始

- ・国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点として、6拠点を認定。



「連携施設」のネットワーク化導入

- ・拠点認定制度の対象外であった機関（※）の研究施設を「連携施設」と定義し、連携施設とのネットワーク全体を「連携ネットワーク型拠点」として位置付け
- ※…大学共同利用機関や独立行政法人等
- ・これまで認定対象となり得なかった研究所・センターも拠点への参画が可能となり、共同利用・共同研究体制を強化

中間評価の実施

- ・各拠点等の活動状況や成果、研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、拠点等の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、今後の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として中間評価を実施。

「拠点ネットワーク」に係る運営委員会等の共同設置に係る特例の新設

- ・「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(告示)」について、「拠点ネットワークに係る特例の新設」、「拠点認定の対象となる研究施設の要件等の明確化」などについて改正。

期末評価の改善

- ・H30年度に実施した中間評価からの継続性を考慮しながら、評価区分「A-」の新設や、人文・社会科学の特性を踏まえた項目の修正、評価項目の整理と削減などの改善を行った。

国立大学の共同利用・共同研究拠点の変遷について

第2期中期目標期間終了時（平成27年度） 拠点数：77拠点 ※【H28.1】告示改正：「連携ネットワーク型拠点」の類型の創設

科学技術・学術審議会における 審議結果

約88%が継続

継続認定 : 68拠点
異なる形態で認定※ : 5拠点
継続認定せず : ▲4拠点
新規認定 : +4拠点

※ネットワーク型への移行や組織再編等。

統合による減：▲1

■名古屋大学太陽地球環境センター ■名古屋大学地球水循環研究センター

認定更新しない拠点：▲2

■富山大学和漢医薬学総合研究所 ■東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター

認定更新を希望せず、新規認定しない拠点：▲1

■海洋生物学研究共同推進拠点

既存とは異なる形態で新規認定する拠点：5

■東京大学物性研究所 ■生体医歯工学研究拠点(NW) ■放射線災害・医科学研究拠点(NW) ■徳島大学疾患酵素学研究センター
■名古屋大学宇宙地球環境研究所

純増する拠点：+4

■金沢大学環日本海域環境研究センター ■名古屋大学未来材料・システム研究所 ■北海道大学北極域研究センター(NW)
■愛媛大学沿岸環境科学研究センター

第3期中期目標期間開始時（平成28年度） 拠点数：77拠点

第3期中期目標期間終了時（令和3年度） 拠点数：79拠点 ※令和元年度に2拠点追加

科学技術・学術審議会における 審議結果

約86%が継続

継続認定 : 68拠点
異なる形態で認定※ : 5拠点
継続認定せず : ▲6拠点
新規認定 : +5拠点

※ネットワーク型への移行や組織再編等。

統合による減：▲2

■京都大学ウイルス・再生医科学研究所 ■京都大学東南アジア地域研究研究所 ※1研究所内2拠点を、それぞれ1研究所1拠点へ統合

認定更新しない拠点：▲2

■北海道大学北極域研究センター(NW) ■東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブセンター

認定更新を希望せず、新規認定しない拠点：▲2

■京都大学霊長類研究所 ■京大生命科学研究科附属放射線生物研究センター

既存とは異なる形態で新規認定する拠点：5

■触媒科学計測共同研究拠点(NW) ■物質・デバイス領域共同研究拠点(NW) ■放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点(NW) ■京都大学ウイルス・再生医科学研究所 ■京都大学東南アジア地域研究研究所

純増する拠点：+5

■筑波大学ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター ■愛媛大学プロテオサイエンスセンター ■長崎大学高度感染症研究センター
■熊本大学・富山大学(共同設置)先進軽金属材料国際研究機構 ■糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点(NW)

第4期中期目標期間開始時（令和4年度） 拠点数：78拠点

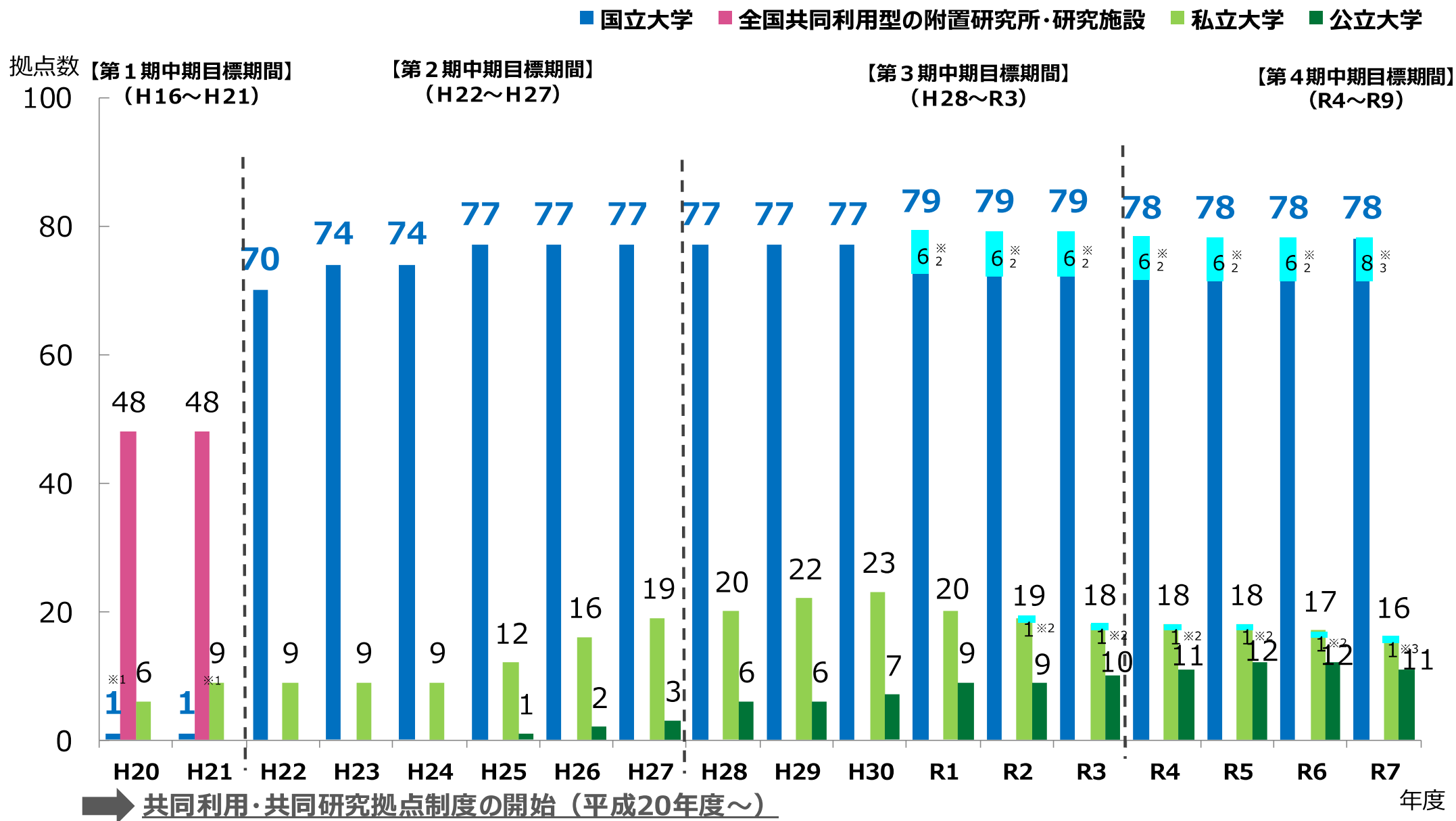
第4期中期目標期間における中間評価（令和6年度）・令和7年度からの新規認定 拠点数：78拠点

科学技術・学術審議会における 審議結果

(国際拠点)新規認定 : 2拠点

■京都大学基礎物理学研究所
■名古屋大学宇宙地球環境研究所

共同利用・共同研究拠点数の推移（平成20年度～令和7年度）



※1 京都大学 再生医科学研究所(平成20年10月1日 共同利用・共同研究拠点認定)
 ※2 国際共同利用・共同研究拠点（国立大学：6拠点、私立大学：1拠点）を含む
 ※3 国際共同利用・共同研究拠点（国立大学：8拠点、私立大学：1拠点）を含む

3. 共同利用・共同研究システムについて

共同利用・共同研究システム

大学共同利用機関（※1）、**大学の共同利用・共同研究拠点**（※2）が中核となり、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の設備や大量のデータ、貴重な資料、これらの活用方法や先鋭化に関する知見等を国内外の研究者に提供（共同利用）を通じ、大学の枠を超えた共同研究を効率的・効果的に推進するシステムであり、全国の国公私立大学に点在する研究者のポテンシャルを引き出し、学術研究の基盤強化・新たな学術研究の進展や次世代の人材育成に大きく貢献。

※1 大学共同利用機関

【大学共同利用機関法人4法人のもと、17の大学共同利用機関を設置】

→国立大学法人運営費交付金により支援

- 中でも、個々の大学に属さない共同利用の研究所であり、自ずから我が国の当該研究分野におけるCOE性を有する(国立大学法人法に基づき設置)
- 全国で複数確保することが困難な大規模な施設・設備や大量の学術データ等の貴重な研究資源を全国の研究者に無償で提供
- 全国の大学に関する技術移転(装置開発支援、実験技術研修等)
- 当該分野のCOEとして、世界への窓口として機能

※2 共同利用・共同研究拠点 ※R7.4現在

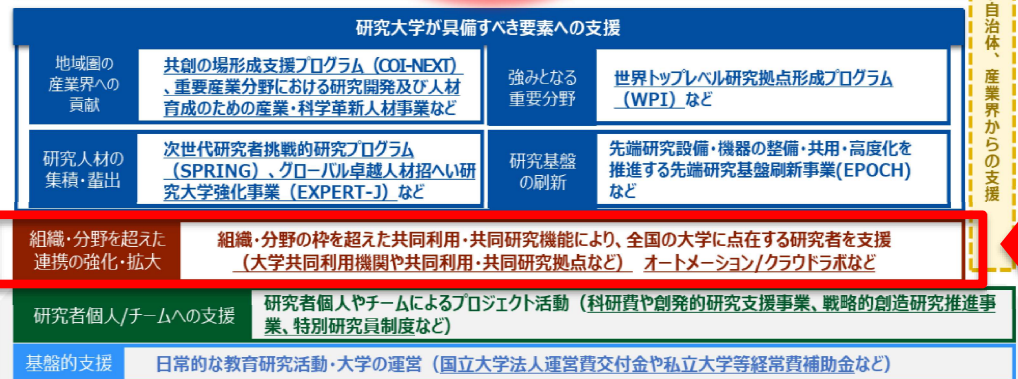
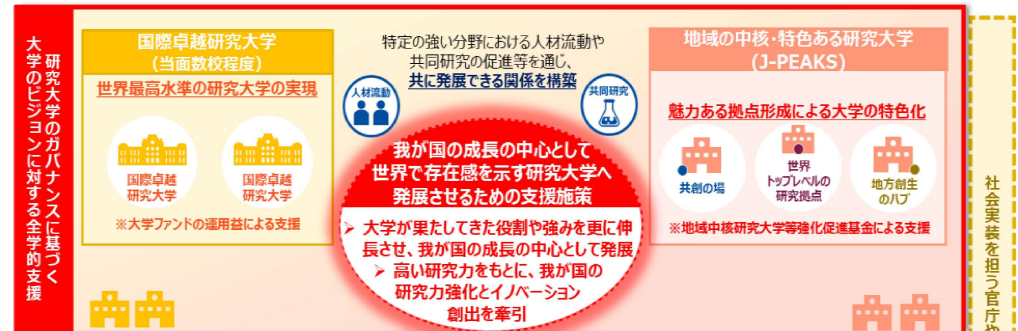
【国立大学の拠点78(うち国際拠点8)】→国立大学法人運営費交付金により支援

【公私立大学の拠点27(うち国際拠点1)】→補助金により一部支援

- 文部科学大臣が認定(認定期間は原則6年間。審議会において中間評価・期末評価を実施)
- 国公私立大学に附置された研究施設(附置研究所・研究センター等)において、多様な分野・領域を主たる対象とし、各分野・領域における地域の特色や歴史的特性等特色ある研究を進展させ、当該地域の、又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとして、共同利用・共同研究システムがカバーする研究分野の裾野拡大に貢献
- 国際的にも有効かつ質の高い研究資源等を最大限活用している拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定

大学研究力強化に向けた施策の全体像について

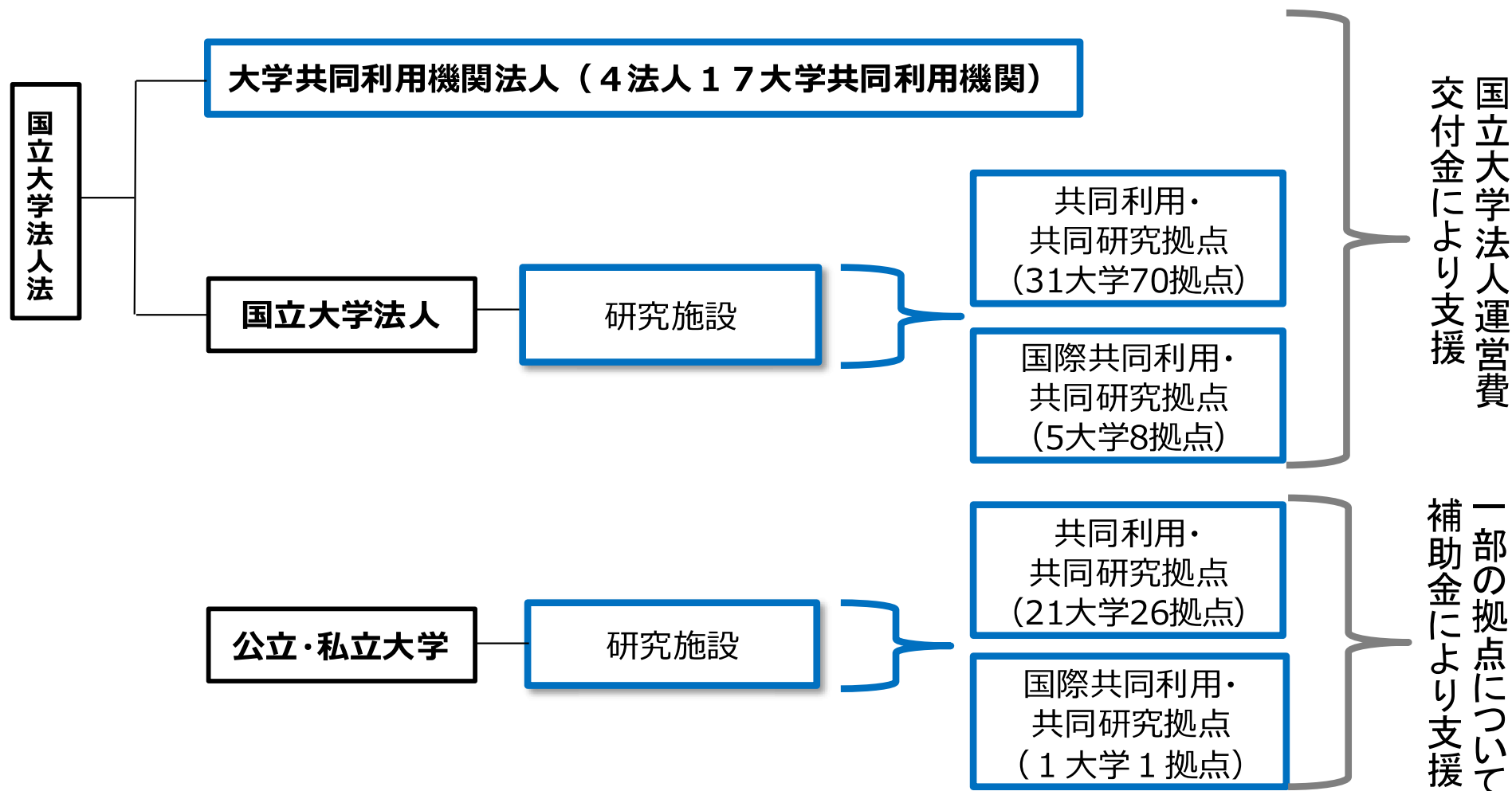
国際卓越研究大学やJ-PEAKSに加え、高い研究力を持つ大学を、我が国の成長の中心として世界で存在感を示し、将来的には世界と伍する研究大学へと発展させるべく、必要な方策を検討する必要がある。



※大学・高専機能強化支援事業等による支援も行っている。

共同利用・共同研究体制

個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や、大量のデータ・貴重な資料等を提供しつつ、国内外の大学の枠を越えた共同研究を促進するシステム



※拠点数等は、令和7年4月時点。